

体罰・性暴力等の有無についての調査票

記入年月日	令和6年	月	日
職名			
氏名			

学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。

一文部科学省の通知より

<体罰にあたる行為> (例)

- 身体に対する侵害 (殴る、蹴る等)
- 肉体的苦痛を与える懲戒 (正座・直立等の姿勢を長時間保持させる等)
- 暴力
- 威嚇

<体罰にあたらぬ行為> (例)

- 次のためにやむを得ず行った有形力の行使
 - ・教員等防衛のため。
 - ・暴力行為を制止するため。
 - ・目前の危険回避のため。
- 以下のような懲戒
 - ・放課後等に教室に残留させる。
 - ・授業中、教室内に起立させる。
 - ・学習課題や清掃活動を課す。
 - ・当番活動を多く割り当てる。
 - ・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。

それぞれの懲戒が体罰に当たるかどうかは客観的に考慮し、総合的に考え判断する必要があるとされています。

以下の質問にお答えください。

- 1 上記の文部科学省の通知内容を参考にして、今年度(令和5年4月1日～令和5年12月31日まで)、あなたは、児童生徒に体罰をしてしまったことがありますか。
※「はい」、「いいえ」のどちらかに○をつけてください。

はい

いいえ

- 2 「1」で、「はい」と回答した方にお聞きします。いつ、どこで、誰に、なぜ、どのようなことをしたのか具体的に記入してください。

いつごろ	
どこで	
誰に	
なぜ	
どのようなことをしたのか	
児童生徒のけがの有無	有 ・ 無 けがの箇所 ()

※後日、詳しくお話をお聞きする場合がございますので御了承ください。

- 3 体罰防止に向けて、何か御意見がありましたら、御記入ください。

4 あなたは、令和5年4月1日以降、児童生徒等が性暴力を受けたのを見たり聞いた
りしたことはありますか。

* 教職員には、児童生徒性暴力等の事実があると思われる場合、通報義務があります。

* 児童生徒等：学校に在籍する児童生徒及びそれ以外の18歳未満の者

* 性暴力：性交・わいせつ行為・盗撮行為・性的羞恥心を害する言動

性的な部位や、身体の一部に触れる行為

(実技指導や介助の中で身体に触れる必要がある場合は除く。)

※「はい」、「いいえ」のどちらかに○をつけてください。

はい

いいえ

5 「1」で、「はい」と回答した方にお聞きします。いつ、どこで、誰に、なぜ、ど
のようなことを見たのか（聞いたのか）具体的に記入してください。

いつごろ	
どこで	
誰に	
なぜ	
どのようなことを見た のか（聞いたのか）	

※後日、詳しくお話をお聞きする場合がございますので御了承ください。

6 教職員による児童生徒性暴力等の防止に向けて、何か御意見がありましたら、御記
入ください。

--

調査は以上です。校長宛に1月19日（金）午後3時までに直接御提出ください。

御協力ありがとうございました。